

# 「大分県最低賃金総合相談支援事業」 のご案内

今般、最低賃金の引上げにより最も影響を受けやすい中小企業事業主の皆様のために、経営面と労働面の相談について、それぞれ専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を大分県下に設置しました。

設置場所、対応できる内容は次のとおりです。

## 対応内容

給与制度・給与体系を見直したい  
就業規則をしっかりとしたものになりたい  
販路拡大の方法について知りたい  
もう少し生産効率をあげたい  
社内レイアウトを効率的なものに見直したい  
その他、経営・労務に関することを相談したい

## 設置場所

名称	場所	電話番号	開設日・時間
大分県最低賃金 総合相談支援センター	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館4階	TEL 097-536-6331 FAX 097-537-2644	土日祝日を除く、平日 AM 8:30 ~ PM 5:15
大分県最低賃金 相談支援コーナー中津	中津市中殿545-1 (ばん労務管理事務所内)	TEL 0979-24-6408 FAX 0979-53-7535	原則月・水(祝日を除く) AM 9:00 ~ PM 5:00
大分県最低賃金 相談支援コーナー佐伯	佐伯市長島町1-34-15 (オフィス染矢内)	TEL 0972-22-5668 FAX 0972-22-6465	原則月・水(祝日を除く) AM 9:00 ~ PM 5:00
大分県最低賃金 相談支援コーナー日田	日田市田島本町10-11 (高瀬経営労務事務所内)	TEL 0973-24-1631 FAX 0973-24-1868	原則月・金(祝日を除く) AM 9:00 ~ PM 5:00

## 利用方法

設置場所の「大分県最低賃金総合相談支援センター(大分)及び各コーナー(中津、佐伯、日田)」へ直接電話で申し込んでください。

厚生労働省からの委託を受けて行っております。ご相談内容、企業、個人情報などは厳守。安心して相談できます。相談のみではなく、さらに専門家を無料で各企業へ派遣し、個別にコンサルティングを受けることもできます。経済産業局が実施する専門家巡回相談・派遣事業等と連携して対応することとしておりますので、既にこれらを活用されている、又はこれから活用される場合もお気軽にお申し付けください。

## お問い合わせ先

### 大分労働局 労働基準部 賃金室

〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

TEL : (097)536-3215 FAX : (097)537-7422

# センター及びコーナーのご案内

## 大分県最低賃金 総合相談支援センター

大分市金池町3-1-64  
大分県中小企業会館4階  
大分県中小企業団体中央会内

TEL: 097-536-6331  
FAX: 097-537-2644



## 大分県最低賃金 相談支援コーナー中津

中津市中殿 545-1  
(ばん労務管理事務所内)

TEL: 0979-24-6408  
FAX: 0979-53-7535



## 大分県最低賃金 相談支援コーナー佐伯

佐伯市長島町1-34-15  
(オフィス染矢内)

TEL: 0972-22-5668  
FAX: 0972-22-6465



## 大分県最低賃金 相談支援コーナー日田

日田市田島本町10-11  
(高瀬経営労務事務所内)

TEL: 0973-24-1631  
FAX: 0973-24-1868

